

明治二十一年勅令第一号

明治二十一年勅令第一号（宝冠章及大勲位
菊花章頸飾ニ関スル件）

第一条 明治八年太政官布告第五十四号ニ定ムル
ノ外特別ノ場合婦人ノ勲勞アル者ニ対シ同布告
第一条ニ掲グル勲章ニ代ヘテ次ノ勲章ヲ賜フ

- 一 宝冠大綬章
- 二 宝冠牡丹章
- 三 宝冠白蝶章
- 四 宝冠藤花章
- 五 宝冠杏葉章
- 六 宝冠波光章

宝冠大綬章、宝冠牡丹章、宝冠白蝶章、宝冠
藤花章、宝冠杏葉章及宝冠波光章ノ章ハ宝冠ト
竹桜ノ形ヲ以テ飾リ綬ハ地黄色双線紅色トス

第二条 大勲位菊花章頸飾ハ大勲位ニ叙セシ者ニ
特別之ヲ賜フ

菊花菊葉ノ形ト明治二字古篆文ヲ以テ飾ル
附 則（平成一四年八月一二日政令第二
七七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十五年五月一日から施行
し、改正後の規定は、平成十五年十一月三日以
後の日付をもって授与される勲章から適用す
る。

（経過措置）

2 この政令による改正前の規定により授与され
た勲章及び平成十五年十一月二日以前の日付を
もって授与される勲章については、改正前の規
定は、なおその効力を有する。